

令和8年度 指定障害福祉サービス事業者等集団指導

第二部 マグニヨンと学ぶ障害福祉サービス 基準と報酬

2、個別支援計画



～プロセス・別表・未作成減算～



指導監査課



児童通所系の指摘事例を中心に、
就労系や入所系・通所系、訪問系などの
指摘事項についての解説もおこなっていきます。
ぜひ、事業所のみなさんでご覧ください。



① ～令和7年度 冬～

(放デイ事業所)

マグチャイルドに 運営指導がやってきた

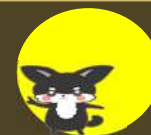


事例解説は、
こちらの2本です

個別支援計画プロセス・未作成減算



② ～令和8年度 春～



児発管メガニヨン、計画を学ぶ

個別支援計画の内容・作成の注意点



対象となる事例は、
令和7年度および令和6年度の
文書指摘です。

計画作成の規定のある事業 対象20事業

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

重度障害者等包括支援

療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）

就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型

就労定着支援・自立生活援助・共同生活援助

施設入所支援

児童発達支援・放課後等デイサービス

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

個別支援計画未作成減算 対象 1 5 事業

療養介護・生活介護・施設入所支援・自立訓練（機能訓練）

自立訓練（生活訓練）・就労移行支援

就労継続支援A型・就労継続支援B型

就労定着支援・自立生活援助・共同生活援助

児童発達支援・放課後等デイサービス

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

※行動援護は「支援計画シート等未作成減算」があります

児童発達支援・放課後等デイサービス
居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

児童発達支援管理責任者



児発管メガニヨン

管理者（兼代表者）
マルニヨン



児童発達支援管理責任者
メガニヨン



指定放課後等デイサービス 「マグチャイルド」



保育士
桜咲（さくらさく）主任



児童指導員
優（すぐる）くん



定員10人、登録9人。だいたいみんな時間区分2。
週3～4回通う。（1時間30分超3時間以下、定員10人以下、医療的ケアなし）

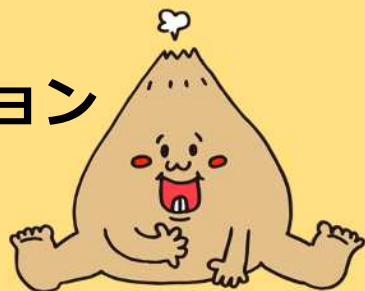
指定放課後等デイサービス 「マグチャイルド」

月の報酬はだいたい 合計967,950円くらい

基本報酬 609単位×10×15回×9人=822,150円くらい

送迎加算 54単位×10×2×15回×9人=145,800円くらい

ベビニョン



あおと君



さらちゃん



アリリン

指定放課後等デイサービス 「マグチャイルド」



ちゅんた



小春さん



湊くん

つむぎちゃん



ピヨノスケ



合同会社マグマグ 代表者 様

運営指導実施通知書

日時 令和8年1月×日（金）
13:30～16:00

実施対象 指定放課後等デイサービス
「マグチャイルド」

指導担当者 田中、黒チワワ

※事前提出資料を提出して
ください。



そんなある冬の日、
市役所から運営指導の
通知が送られてきた



① ～令和7年度 冬～ (放デイ事業所)

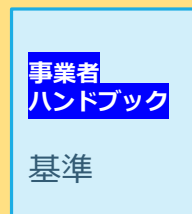
事例解説 



個別支援計画プロセス

未作成減算

マグチャイルドに
運営指導がやってきた



指導監査課
黒チワワ係長



指導監査課
職員 田中 (たなか)

【運営主体】 合同会社マグマグ 【法人他事業】 なし

【事業開始日】 平成30年10月1日 【当日の利用者】 5名

【併設事業所】 なし

【建物の構造】 木造平屋建て



概況の聞き取り



【定員】 10名

【医療行為】 なし

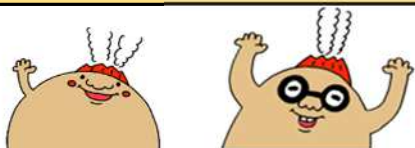
指導監査課
黒チワワ係長



【関連法人等】 なし



指導監査課
職員 田中（たなか）



非常災害の
掲示なし

台所
消火器期限切れ



浴室

トイレ

事業所内の回覧

事務室
兼
静養室

訓練室

重要事項の
掲示等なし

社長室兼
面接室
(増築)

面接室の届出
なし

指導監査課

指導監査課
黒チワワ係長



職員 田中（たなか）

書類の確認 状況の聞き取り

ケース記録は
利用した時間も
書いてください

送迎記録を見せて
ください。先月書いて
ませんが、なぜ
ですか？

児発管は基準の
人員に入れない
ので、5日と13日は
人員欠如になります。

虐待防止の研修
をしてください

感染症の委員会
は3か月に1回
です。
多くないです。
基準で決まっ
てます。

秘密保持
誓約書を
もらって
ください

非常災害
マニュアルは
どこかにあると
いうこと
ですね

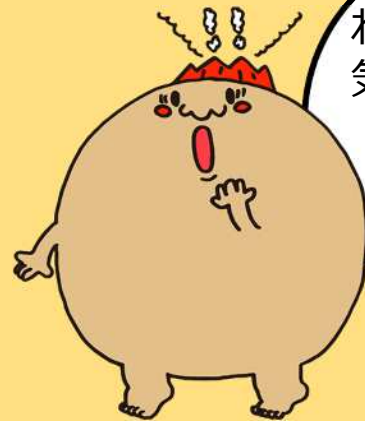
計画は
相談支援事業所に
交付してください

指導監査課
黒チワワ係長



指導監査課
職員 田中（たなか）

講評



わたくしからは
気付いた点を
35点にわたって
述べさせて
いただきます

業務継続計画の
研修・訓練は1年に
1回必要ですが
実施したことは
ないようです

アセスメントの
記録が見つかり
ませんでした。
書類の整理をお
願います。



安全計画を
作成して
ください



ケース記録に
記載がない日の
請求がされて
いました

身体拘束の
指針が
ありません
でした



指導監査課
黒チワワ係長



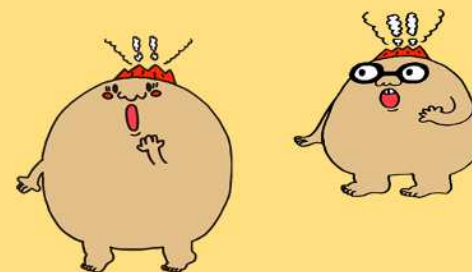
重要事項の
掲示等をお願い
します

気づいたところが
28項目ありました
ので、メモの準備を
おねがいいたします

指導監査課
職員 田中（たなか）



失礼します。
結果通知は約1ヶ月後になります。



通所支援計画の作成等について（条例第83条準用第27条第8項及び解釈通知）

児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成後、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて、変更を行うものとされているが、モニタリングを行っていない事例が認められるので、是正すること。

結果通知①

モニタリング

指導監査課
黒チワワ係長



最初の指摘は
モニタリングです。

元児発管のリキニョンさんは、
令和6年3月、利用児ベビニョンのモニタリングを
おこなっています。



指導監査課
黒チワワ係長

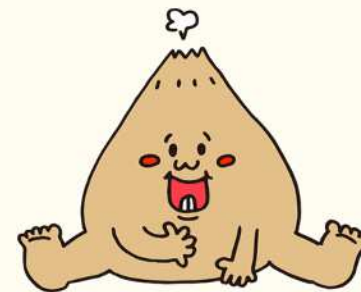
放課後等デイサービスのモニタリングの期間は
少なくとも6月に1回以上となっています。



つぎのモニタリングは、
少なくとも、

令和6年9月には、
おこなう必要がありました。

抽出ケース ベビニョン



小学3年生の女の子

利用開始日：R5.10.1

療育手帳B1

教科によって特別支援学級と普通学級を行ったり来たりする

- ・「ベビニョンニョン♪、メガニョンニョン♪」
と歌いながら、児発管メガニョンの後ろをついて回るのが最近のお気に入り
- ・ いちごとチョコレートが好き



母 1 人、子 1 人の母子家庭



母親の保護者アマンさんは、複数の持病を患っており、病状が不定期に悪化し、2週間でいど入院することがある。



**ベビニョンの保護者
アマンさん**

R6.9月



児発管メガニオンは、
モニタリングとアセスメントの面接日時の約束をするため、
アマンさんに何度か電話をしたが、アマンさんは電話に出なかった。

R6.9月

ベビニョンの担当の桜咲主任は、
週4回、ベビニョンの送迎のたびにアマンさんと会っていた。

児発管メガニョンは、
桜咲主任がベビニョンの送迎から帰ってくると
毎回、桜咲主任のところへ行って、



桜咲主任がアマンさんと話した内容をおしえてもらった。

R6.9月

ベビニョンの家でのようすや
アマンさんの疫病払いのおまじないの話など

聞きたいことは、たくさんあった。

桜咲主任に
モニタリングとアセスメントの面接日時の伝言を頼むことは
思いつかなかった。



R6.9月



児発管メガニョンは、しかたなく、パソコンに入っていた個別支援計画をコピーして、日時や行事などの内容を修正し、計画の原案を作成した。

(R6.4.1～R6.9.30) → (R6.10.1～R7.3.31)

R6.10月

児発管メガニョンは、
アマンさんに個別支援計画の原案の説明をしようと電話をしたが、
アマンさんは電話に出なかった。

個別支援会議をしなければならないことは知らなかった。

そのあと、児発管メガニョンは、いそがしくて、
ベビニョンの個別支援計画のことは忘れてしまった。



① 初回アセスメント

利用者の状況を把握・分析し、
解決すべき課題を明らかにする

② 原案の作成

援助の方向性や目標
担当する従業者の氏名
従業者が提供するサービスの具体的な内容
所要時間、日程

③ 説明

利用者及びその同居の家族

④ 交付

利用者及びその同居の家族
相談支援事業所



訪問系

継続的なアセスメント

⑥

モニタリング

居宅介護計画の実施状況の把握

⑤ サービス提供

提供日、提供したサービスの具体的な内容、
実績時間数等
・サービス提供の都度記録
・記録に際しては利用者から提供したこと
について確認を受ける



入所・通所系 就労系

① 初回アセスメント

面接が必要

② 原案の作成

6月に1回以上の作成

継続的なアセスメント

⑧

モニタリング

面接が必要

6月に1回以上実施
結果を記録

※モニタリング、原案の作成が
3月に1回以上の事業
自立訓練（機能訓練・生活訓練）
就労移行支援

③ 個別支援会議

- ・利用者本人
 - ・サービス管理責任者
 - ・利用者本人を担当する職員等
- ※必要があれば原案を修正

④ 原案の説明

利用者又はその家族

⑤ 文書による同意

利用者

⑥ 交付

利用者・家族
相談支援事業所

⑦ サービス提供

提供日

提供したサービスの具体的内容
記録に際しては利用者から提供した
ことについて確認を受ける

障害児通所支援



① 初回アセスメント

5領域の視点で実施
面接が必要

② 原案の作成

5領域との関連性及びインクリュージョン
具体的内容、留意事項、計画時間等
6月に1回以上の作成

継続的なアセスメント

⑦

モニタリング

面接が必要
6月に1回以上実施
結果を記録

③ 個別支援会議

- ・ 児発管 ・ 障害児本人を担当する職員等
- ・ 訪問先施設の担当者（※保育所等訪問支援）
- ・ 障害児本人や保護者の意見を聴くことが求められる
（会議の場に障害児本人や保護者を参加させる、会議の開催前に担当者等が障害児や保護者に直接会うなど）

※必要があれば原案を修正

④ 原案の説明 文書による同意

保護者及び障害児

⑤ 交付

保護者及び相談支援事業所

⑥ サービス提供

提供日、提供したサービスの具体的内容
サービス提供の都度記録
記録に際しては保護者から提供したこと
について確認を受ける

支援後、いつものように、保育士の桜咲主任は、ベビニョンを送迎車でアマンさんの待つベビニョンの家に送った。

ママがたいへん、ママがたいへん、とベビニョンが泣きながら戻ってきた。



R6.12月



桜咲主任は急いでベビニョンの家に入った。

アマンさんは、息はしていたが、顔色が蒼白で、意識がほとんどない状態だった。



桜咲主任は救急車を呼んだ。

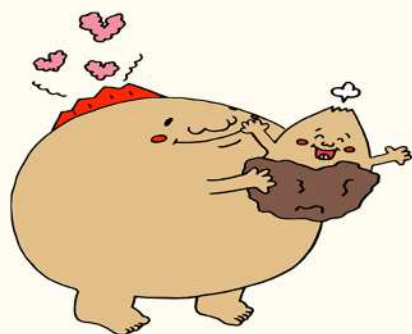


桜咲主任から連絡をうけた児発管メガニョンは病院に駆けつけた。

アマンさんは脱水症状だった。



子どもの保育園のお迎えがある桜咲主任と付き添いを交代し、合流した管理者マルニョンもいっしょに、ベビニョン、アマンさん、メガニョン、マルニョンの4人で、アマンさんの点滴が終わるのを待って朝まで病室ですごした。



子供と保護者、及びその置かれている環境を理解するため、障害の状態だけでなく、適応行動の状況を、標準化されたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認。

継続的なアセスメント

原案の作成

子供の発育状況、自己理解、心理的課題、子供の興味・関心、養育環境、これまで受けてきた支援、現在関わっている関係機関、地域とのつながり、利用に当たっての希望、将来展望について、必要な情報を収集し、子供と保護者のニーズや課題を分析する。

サービス提供

モニタリング

個別支援計画の実施状況を確認しながら、利用児についての解決すべき課題を把握し、計画を見直すべきかどうかの検討を行う。





継続的なアセスメント

モニタリング

サービス提供

原案の作成

訪問系

障害児通所支援

面接が必要、6月に1回以上

入所・通所系 就労系

面接が必要、6月に1回以上

※訪問系 令和7年度指摘事例（重度訪問介護）

居宅介護計画の作成について（条例第43条第1項準用第26条第3項）
サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うものとされているが、**計画の実施状況の把握を行っていない**事例が認められるので、是正すること。

モニタリングを行っていない

※ただし、下記事業は
3月に1回以上
自立訓練（機能訓練）
自立訓練（生活訓練）
就労移行支援

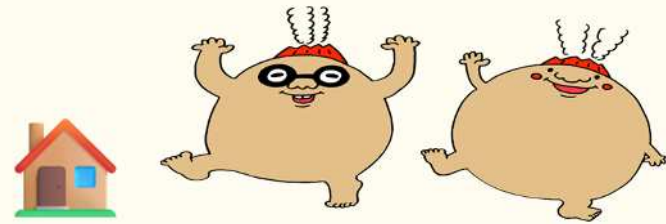


児発管メガニョンは、その日、
アマンさんと、ベビニョンのモニタリングをしなければならないこと、
アマンさんに計画の説明をしなければならないことを
思い出さなかった。





R6.12月



アマンさんがマグチャイルドにお礼に来た。

アマンさん、メガニヨン、マルニヨンの3人で、
アマンさんが持ってきたお菓子を食べ、
点滴の夜の怪談話の続きで盛り上がった。

アマンさんが帰るとき、
「そういえば9月と10月にマグチャイルドから電話の着信が何回かあった」と言い、
児発管メガニョンは、
モニタリングをしていなかったこと、
計画の説明をしなければならないこと、
文書による同意をもらっていないことを、
思い出した。

R6.9月

R6.10月



!!

個別支援計画書



別紙1 **ベビニョン** 個別支援計画書 作成年月日： 年 月 日 参考様式

利用児氏名： **ベビニョン**

利用児及び家族の生活に対する意向						
総合的な支援の方針						
長期目標 (内容・期間等)					支援の標準的な提供時間等 (曜日・頻度、時間)	
短期目標 (内容・期間等)						

○支援目標及び具体的な支援内容等

項目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・手段等(※)との関連性等)	達成 時期	担当者 提供機関	留意事項 (本人の役割を含む)	優先 順位

※各領域の観点「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」

提供する支援内容について、本計画書に基づき説明しました。
 児童発達支援管理責任者氏名 年 月 日 (保護者署名) 押印禁止



児発管メガニョンは、アマンさんと、
ベビニョンのモニタリングをおこない、
計画を説明し、
同意の署名をもらって、
計画の交付をすることもできた。



結果通知①

モニタリング

指導監査課

黒チワワ係長



通所支援計画の作成等について（条例第83条準用第27条第8項及び解釈通知）

児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成後、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて、変更を行うものとされているが、モニタリングを行っていない事例が認められるので、是正すること。

放課後等デイサービスのモニタリングの期間は
少なくとも6月に1回以上となっています。

結果通知①

モニタリング

指導監査課

黒チワワ係長



通所支援計画の作成等について（条例第83条準用第27条第8項及び解釈通知）

児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成後、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて、変更を行うものとされているが、モニタリングを行っていない事例が認められるので、是正すること。

前回のモニタリングは、元児発管のリキニョンさんが令和6年3月におこないました。

結果通知①

モニタリング

指導監査課

黒チワワ係長



通所支援計画の作成等について（条例第83条準用第27条第8項及び解釈通知）

児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成後、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて、変更を行うものとされているが、モニタリングを行っていない事例が認められるので、是正すること。

児発管メガニョンは、少なくとも
令和6年9月には、
つぎのモニタリングをおこなう必要がありました。

実際にモニタリングが
できたのが、
令和6年12月です。

[illegible]

モニタリング期間「少なくとも6月に1回以上」により
モニタリングが必要だった令和6年9月から

モニタリングができた令和6年12月の前月である
令和6年11月までは、



結果通知①

モニタリング

指導監査課
黒チワワ係長

モニタリングが
できていないので、

個別支援計画未作成減算
となります。

＊ ＊ 個別支援計画未作成減算 ＊ ＊

対象 15 事業

療養介護・生活介護・施設入所支援・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）
就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援・自立生活援助・共同生活援助
児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

算定される単位数

減算が適用される月から3月未満の月については、
所定単位数の100分の70

※所定単位数
各種加算がなされる前の単位数

減算が適用される月から連続して3月以上の月については
所定単位数の100分の50

＊ ＊ 個別支援計画未作成減算 ＊ ＊

具体的取扱い

次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、
次のいずれかに該当する利用者につき減算するもの



サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者による指揮の下、
個別支援計画が作成されていないこと



基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が
適切に行われていないこと

初回アセスメント

利用者の置かれている環境及び
日常生活全般の状況等の把握を通じて
利用者の希望する生活や課題等の把握を行うとともに、
利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、
利用者が自立した日常生活を営むことができるよう
支援する上での
適切な支援内容の検討



原案の作成

面接が必要
入所・通所系 就労系
障害児通所支援

元児発管

リキニョンさん

(R6.3月末退職、闘病中)

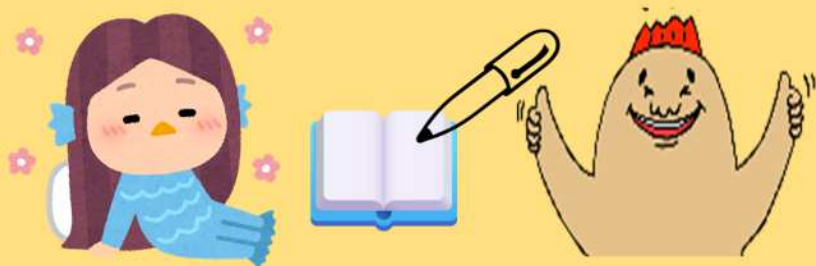


報酬に関するQ & A 問82

①サービス利用開始当初の個別支援計画の作成については、どのようなタイミングで行われるべきか。

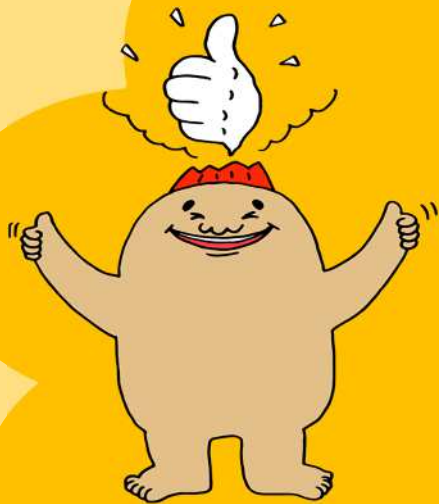
答

①障害福祉サービス等は個別支援計画に基づいてサービスを提供する必要があり、契約締結後、遅滞なく個別支援計画を作成する必要がある。また、サービス提供場面等でのアセスメントを基にする必要があることから、当初の個別支援計画は契約締結後1か月以内に作成することを基本とする。



メガニョン山に
のぼったよー

プロセスに関する記録



- ✎ 会った目的、集まった目的
(モニタリング、個別支援会議etc)
- ✎ 日付、時間
- ✎ 実施場所
- ✎ 出席者（職種・所属も含め）
- ✎ 話し合ったこと、聞き取った意見・感想、
話しているときの利用者の様子

6月に1回以上の作成
利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針
生活全般の質を向上させるための課題
サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項

入所・通所系 就労系

入所・通所系
障害児通所支援
個別支援会議

※ただし、
自立訓練（機能訓練）
自立訓練（生活訓練）
就労移行支援
は、3月に1回以上

初回
アセスメント



原案の作成

障害児通所支援

6月に1回以上の作成
5領域との関連性及びインクリュージョン
具体的内容、留意事項、計画時間等

継続的な
アセスメント
モニタリング

訪問系
説明

※訪問系 令和7年度指摘事例（居宅介護）

訪問系

援助の方向性や目標
担当する従業者の氏名
従業者が提供するサービスの具体的な内容
所要時間、日程

居宅介護計画の作成について（条例第26条第1項及び解釈通知）
サービス提供責任者は、居宅介護計画の作成に当たっては、アセスメントに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにするものとされているが、
担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的な内容を明らかにしていない事例が認められるので、是正すること。

担当する従業者の氏名、サービスの具体的な内容を記載していない

入所・通所系 就労系

利用者及び当該利用者に対するサービスの提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、当該利用者の希望する生活及びサービスに対する意向等を改めて確認するとともに、個別支援計画の原案について意見を求めること。

原案の説明
文書による同意

個別支援計画の作成等について（条例第94条準用第59条第6項及び解釈通知）
個別支援計画の作成に係る会議については、原則として利用者が同席した上で行わなければならないが、**利用者が同席していない**事例が認められるので、是正すること。

個別支援会議に利用者が同席していない

※入所・通所系 就労系 令和7年度指摘事例（生活介護）

個別支援会議



※必要があれば原案を修正

原案の作成

障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、

障害児に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、個別支援計画の原案について意見を求めること。

障害児通所支援

入所・通所系 就労系 ＊個別支援会議＊

原則として利用者の同席が必要です

原則として参加

サービス管理責任者
五臓（いつそう）さん



利用者
菜奈子さん
(ななこ)



菜奈子さんの担当の
世話人
鈴音（すずね）さん



できれば参加

世話人
春吉（はるきち）さん
菜奈子さんの担当ではない



生活支援員
星美（ほしみ）さん
菜奈子さんの担当ではない



管理者
裕丸（ゆうまる）さん

共同生活援助「マグハウス」菜奈子（ななこ）さんの場合

＊ 個別支援会議 ＊ 障害児通所支援（保育所等訪問支援を除く）

障害児本人や保護者の意見を聴くことが求められます

- ・ 会議の場に障害児と保護者を参加させる
- ・ 会議の開催前に担当者等が障害児や保護者に直接会う など

できれば参加

原則として参加

児童発達管理責任者
愛紗（あいさ）さん



凛太（りんた）さんの
担当の保育士ももこさん



利用児
凛太さん
（りんた）



児童指導員
さところさん
凛太さんの担当ではない

保護者
竜昇さん
（りゅうしょう）



管理者
まこさん

児童発達支援「マグベビー」凛太（りんた）さんの場合

* 個別支援会議 *

保育所等訪問支援 訪問先施設の担当者の参加が必要です

障害児本人や保護者の意見を聴くことが求められます

- ・ 会議の場に障害児と保護者を参加させる
- ・ 会議の開催前に担当者等が障害児や保護者に直接会う など

原則として参加

児童発達管理責任者
ハヤセさん



ピコさんの担当の
訪問支援員
小林さん



ピコさんが通う
認定こども園
「マグインクリュージョン」
の担任の先生 ルルンさん

できれば参加

利用児
ピコさん



保護者
高橋さん

訪問支援員
さとりさん
凛太さんの担当ではない



管理者
浜翁さん

保育所等訪問支援「マグ訪問ベビー」ピコさんの場合

通所支援計画の作成等について（条例第83条準用第27条第6項及び第7項）

児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該計画について説明し、文書によりその同意を得、通所給付決定保護者に交付しなければならないが、説明し、同意を得、及び交付した日がサービス提供開始日より遅れている事例が認められるので、是正すること。



指導監査課
黒チワワ係長

結果通知②

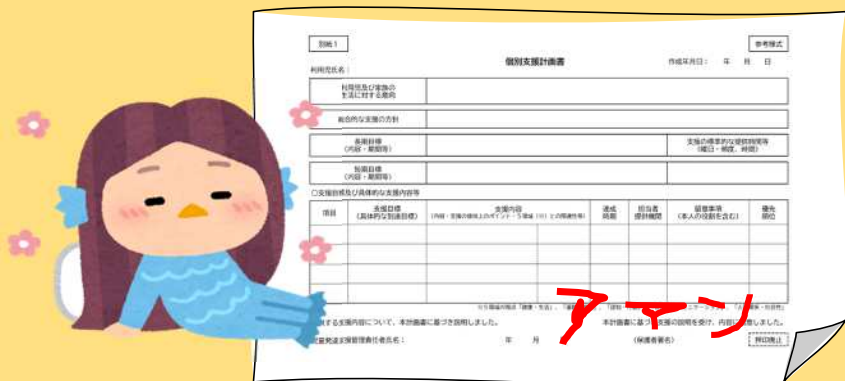
文書による同意

つぎの指摘は、説明と同意です。

原案の説明と文書による同意は、
サービス提供日より前におこなう必要があります。



児発管メガニョンは、
R6.10.1～R7.3.31の計画にもとづく
令和6年10月以降のサービス提供が始まる前に
文書による同意をもらう必要がありました。



児発管メガニヨンが、文書による同意を
もらうことができたのが、
令和6年12月です。

結果通知② 文書による同意

令和6年10月と11月は、文書による同意のないままのサービス提供であるため、個別支援計画未作成減算の対象となります。



結果通知③

作成していない

3つ目の指摘です。



通所支援計画の作成等について（条例第83条準用第27条第4項）

児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの具体的内容、サービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した通所支援計画を作成しなければならないが、作成していない事例が認められるので、是正すること。

児発管メガニョンは、令和6年12月のクリスマスの日
にアマンさんと会うことができ、
R6.10.1～R7.3.31 の計画の文書による同意を
もらうことができました。



しかしその後、
令和7年4月以降の計画を作成していません。

運営指導は令和 8 年 1 月におこないました。



その時点で令和 7 年 4 月以降の計画は
つくっていなかったので、
少なくとも令和 7 年 4 月から令和 7 年 12 月分までは
個別支援計画未作成減算の対象となります。

運営指導が終わってすぐ、令和8年1月以降の
個別支援計画をつくりましたか？



児発管メガニョンは、首を横にふった。

令和8年2月、今月のうちにプロセスに沿って
計画をつくってください。

業務計画書

項目	内容	担当者	完了日
1. 業務の概要			
2. 業務の目的			
3. 業務の範囲			
4. 業務のスケジュール			
5. 業務の進捗状況			
6. 業務の成果			
7. 業務の評価			
8. 業務の改善			

アヤン



令和8年2月のうちに計画ができたとする、

計画の期間がおわった翌月である令和7年4月から、
つぎの計画を作成した前月である令和8年1月までが、
計画のない期間となり、

個別支援計画未作成減算の対象となります。

結果通知③

作成していない



通所支援計画等未作成減算について（報酬告示別表第3の1の注4の（2）及び留意事項通知）サービスの提供に当たって、通所支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合に、減算が適用される月から3月未満の月については100分の70（3月以上の月については100分の50）を、所定単位数に乗じて得た数を算定するとされているが、減算した数を算定していない事例が認められるので、是正するとともに、他の事例を含め精査の上、関係保険者（市区町村）と協議し、適正に過誤調整の手続きを行うこと。

結果通知④

未作成減算を算定していない

3つの指摘の内容についての
過誤調整の指摘です。

指導監査課
黒チワワ係長



結果通知④ 未作成減算を算定していない

①モニタリングをしていない 減算 R6.9～11月

②文書による同意がおこなわれている 減算 R6.10～11月

③計画がない 減算 R7.4月～R8.1月



3つの指摘があった期間は、未作成減算を算定しないまま請求をしています

令和6年9月～11月と令和7年4月～令和8年1月の過誤調整が必要です



結果通知⑤

もう1つ、
過誤調整の指摘があります。

**「30分以上1時間30分以下」
の時間区分で算定していない
(個別支援計画が未作成の場合)**

放課後等デイサービス給付費について（報酬告示別表第3の1の注1及び令和6年度報酬改定等に関するQ&A VoL. 1（令和6年3月29日事務連絡））

放課後等デイサービス給付費は、個別支援計画が未作成である場合には、「30分以上1時間30分以下」の時間区分で算定するものとされているが、「30分以上1時間30分以下」の時間区分で算定していない事例が認められるので、是正するとともに、関係保険者（市区町村）と協議し、適正に過誤調整の手続きを行うこと。

児童発達支援・放課後等デイサービス

計画時間の記載をしていなかった場合の基本報酬の取扱い

※赤本第3巻P355 Q&A問4の答より

個別支援計画が未作成である場合や、
当初利用する予定がなかった日に支援を提供する場合など、
個別支援計画において支援の提供時間が定められていない場合
には「30分以上1時間30分以下」の時間区分での算定とする

また、当初利用する予定のない日に支援を提供する場合において、
そのような利用の想定及び支援の提供時間について
個別支援計画（参考様式における別表の特記事項欄）に記載することにより、
当該支援の提供時間に応じた時間区分での算定が可能である

令和6年10月～令和6年11月分 令和6年12月～令和7年3月分

同意がない（提供時間も記載していない）

同意あるが、提供時間を記載していない

令和7年4月～令和8年1月分

作成していない

は、支援の提供時間を定めることができていないので

{ 区分2（1時間30分超3時間以下）
区分3（3時間超5時間以下） } から区分1（30分以上1時間30分以下）

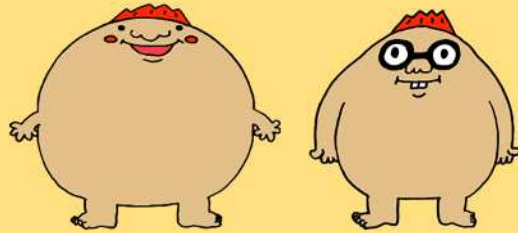
へ変更する過誤調整が必要です。



結果通知⑤

**「30分以上1時間30分以下」
の時間区分で算定していない
（個別支援計画が未作成の場合）**

黒チワワ係長はつづけた。



利用児 9 人全員分の精査をして、
必要があれば過誤調整をしてください。

精査の報告書も添付してください。

改善報告書では、作成していなかった他の利用児の分も
作成して提出してください。

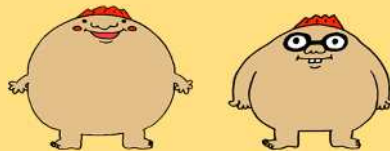
児発管メガニオンは、頭がくらくらした



黒チワワ係長は締めくくった



児発管メガニョン、応援しています



管理者マルニョン、
児発管メガニョンを助けてあげてください



管理者（兼代表者）
マルニヨン

児発管メガニヨンと管理者マルニヨンは
利用児全員 9 人分の精査をした。



児発管
メガニヨン



利用児1人目 ベビニヨン分



元々の請求					運営指導後の修正請求									
年月	基本報酬	利用日数	単価	計	基本報酬	モニタリング	文書による	計画なし	適用 減算	減算後 基本報酬	利用日数	単価	計	
						未作成	同意なし							個別支援計画未作成減算
R6.9	609	10	10	60,900	609	○			×0.7	426	10	10	42,600	
R6.10	609	15	10	91,350	574	○	○		×0.7	402	15	10	60,300	
R6.11	609	16	10	97,440	574	◎	○		×0.5	287	16	10	45,920	
R6.12	609	12	10	73,080	574					574	12	10	68,880	
R7.1	609	10	10	60,900	574					574	10	10	57,400	
R7.2	609	15	10	91,350	574					574	15	10	86,100	
R7.3	609	16	10	97,440	574					574	16	10	91,840	
R7.4	609	14	10	85,260	574			○	×0.7	402	14	10	56,280	
R7.5	609	15	10	91,350	574			○	×0.7	402	15	10	60,300	
R7.6	609	13	10	79,170	574			◎	×0.5	287	13	10	37,310	
R7.7	609	23	10	140,070	574			◎	×0.5	287	23	10	66,010	
R7.8	666	10	10	66,600	574			◎	×0.5	287	10	10	28,700	
R7.9	609	15	10	91,350	574			◎	×0.5	287	15	10	43,050	
R7.10	609	12	10	73,080	574			◎	×0.5	287	12	10	34,440	
R7.11	609	10	10	60,900	574			◎	×0.5	287	10	10	28,700	
R7.12	609	12	10	73,080	574			◎	×0.5	287	12	10	34,440	
R8.1	609	14	10	85,260	574			◎	×0.5	287	14	10	40,180	
			合計	1,418,580	※○：2月目まで、◎3月目以降							合計	882,450	536,130

過誤調整（返還額） 536,130円

利用児2人目 さらちゃん分



	元々の請求				運営指導後の修正請求									
年月	基本報酬	利用日数	単価	計	基本報酬	モニタリング	文書による	計画なし	適用	減算後	利用日数	単価	計	
						未作成	同意なし							
個別支援計画未作成減算														
R6.9	609	10	10	60,900	609	○			×0.7	426	10	10	42,600	
R6.10	609	15	10	91,350	574	○	○		×0.7	402	15	10	60,300	
R6.11	609	16	10	97,440	574	◎	○		×0.5	287	16	10	45,920	
R6.12	609	10	10	60,900	574					574	10	10	57,400	
R7.1	609	10	10	60,900	574					574	10	10	57,400	
R7.2	609	15	10	91,350	574					574	15	10	86,100	
R7.3	609	16	10	97,440	574					574	16	10	91,840	
R7.4	609	12	10	73,080	574			○	×0.7	402	12	10	48,240	
R7.5	609	14	10	85,260	574			○	×0.7	402	14	10	56,280	
R7.6	609	15	10	91,350	574			◎	×0.5	287	15	10	43,050	
R7.7	609	13	10	79,170	574			◎	×0.5	287	13	10	37,310	
R7.8	666	23	10	153,180	574			◎	×0.5	287	23	10	66,010	
R7.9	609	10	10	60,900	574			◎	×0.5	287	10	10	28,700	
R7.10	609	15	10	91,350	574			◎	×0.5	287	15	10	43,050	
R7.11	609	12	10	73,080	574			◎	×0.5	287	12	10	34,440	
R7.12	609	10	10	60,900	574			◎	×0.5	287	10	10	28,700	
R8.1	609	12	10	73,080	574			◎	×0.5	287	12	10	34,440	
			合計	1,401,630	※○：2月目まで、◎3月目以降							合計	861,780	539,850

過誤調整（返還額） 539,850円

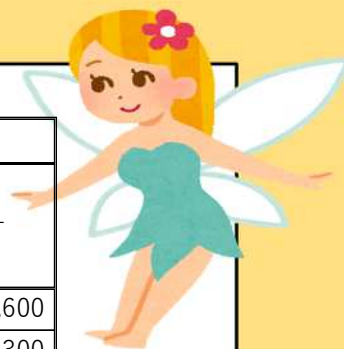
利用児3人目 あおと君分



	元々の請求				運営指導後の修正請求									
年月	基本報酬	利用日数	単価	計	基本報酬	モニタリング	文書による	計画なし	適用	減算後	利用日数	単価	計	
						未作成	同意なし							減算
						個別支援計画未作成減算								
R6.9	609	0	10	0	609	○			×0.7	426	0	10	0	
R6.10	609	15	10	91,350	574	○	○		×0.7	402	15	10	60,300	
R6.11	609	16	10	97,440	574	◎	○		×0.5	287	16	10	45,920	
R6.12	609	10	10	60,900	574					574	10	10	57,400	
R7.1	609	15	10	91,350	574					574	15	10	86,100	
R7.2	609	16	10	97,440	574					574	16	10	91,840	
R7.3	609	10	10	60,900	574					574	10	10	57,400	
R7.4	609	12	10	73,080	574			○	×0.7	402	12	10	48,240	
R7.5	609	14	10	85,260	574			○	×0.7	402	14	10	56,280	
R7.6	609	15	10	91,350	574			◎	×0.5	287	15	10	43,050	
R7.7	609	13	10	79,170	574			◎	×0.5	287	13	10	37,310	
R7.8	666	23	10	153,180	574			◎	×0.5	287	23	10	66,010	
R7.9	609	10	10	60,900	574			◎	×0.5	287	10	10	28,700	
R7.10	609	15	10	91,350	574			◎	×0.5	287	15	10	43,050	
R7.11	609	12	10	73,080	574			◎	×0.5	287	12	10	34,440	
R7.12	609	12	10	73,080	574			◎	×0.5	287	12	10	34,440	
R8.1	609	14	10	85,260	574			◎	×0.5	287	14	10	40,180	
			合計	1,365,090	※○：2月目まで、◎3月目以降							合計	830,660	534,430

過誤調整（返還額） 534,430円

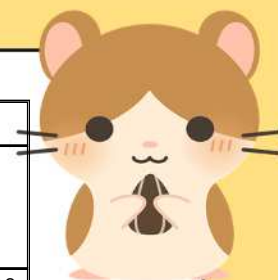
利用児4人目 アリリン分



	元々の請求				運営指導後の修正請求										
年月	基本報酬	利用日数	単価	計	基本報酬	モニタリング	文書による	計画なし	適用	減算後	利用日数	単価	計		
						未作成	同意なし							減算	基本報酬
						個別支援計画未作成減算									
R6.9	609	10	10	60,900	609	○			×	0.7	426	10	10	42,600	
R6.10	609	15	10	91,350	574	○	○		×	0.7	402	15	10	60,300	
R6.11	609	16	10	97,440	574	◎	○		×	0.5	287	16	10	45,920	
R6.12	609	12	10	73,080	574						574	12	10	68,880	
R7.1	609	10	10	60,900	574						574	10	10	57,400	
R7.2	609	15	10	91,350	574						574	15	10	86,100	
R7.3	609	16	10	97,440	574						574	16	10	91,840	
R7.4	609	12	10	73,080	574			○	×	0.7	402	12	10	48,240	
R7.5	609	14	10	85,260	574			○	×	0.7	402	14	10	56,280	
R7.6	609	15	10	91,350	574			◎	×	0.5	287	15	10	43,050	
R7.7	609	13	10	79,170	574			◎	×	0.5	287	13	10	37,310	
R7.8	666	23	10	153,180	574			◎	×	0.5	287	23	10	66,010	
R7.9	609	10	10	60,900	574			◎	×	0.5	287	10	10	28,700	
R7.10	609	15	10	91,350	574			◎	×	0.5	287	15	10	43,050	
R7.11	609	12	10	73,080	574			◎	×	0.5	287	12	10	34,440	
R7.12	609	10	10	60,900	574			◎	×	0.5	287	10	10	28,700	
R8.1	609	12	10	73,080	574			◎	×	0.5	287	12	10	34,440	
			合計	1,413,810	※○：2月目まで、◎3月目以降								合計	873,260	540,550

過誤調整（返還額） 540,550円

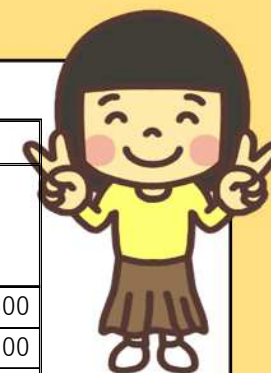
利用児5人目 ちゅんた分



	元々の請求				運営指導後の修正請求								
年月	基本報酬	利用日数	単価	計	基本報酬	モニタリング	文書による	計画なし	適用 減算	減算後	利用日数	単価	計
						未作成	同意なし			基本報酬			
個別支援計画未作成減算													
R6.9	609	10	10	60,900	609	○			×0.7	426	10	10	42,600
R6.10	609	15	10	91,350	574	○	○		×0.7	402	15	10	60,300
R6.11	609	16	10	97,440	574	◎	○		×0.5	287	16	10	45,920
R6.12	609	0	10	0	574					574	0	10	0
R7.1	609	10	10	60,900	574					574	10	10	57,400
R7.2	609	15	10	91,350	574					574	15	10	86,100
R7.3	609	16	10	97,440	574					574	16	10	91,840
R7.4	609	12	10	73,080	574			○	×0.7	402	12	10	48,240
R7.5	609	10	10	60,900	574			○	×0.7	402	10	10	40,200
R7.6	609	15	10	91,350	574			◎	×0.5	287	15	10	43,050
R7.7	609	13	10	79,170	574			◎	×0.5	287	13	10	37,310
R7.8	666	23	10	153,180	574			◎	×0.5	287	23	10	66,010
R7.9	609	10	10	60,900	574			◎	×0.5	287	10	10	28,700
R7.10	609	15	10	91,350	574			◎	×0.5	287	15	10	43,050
R7.11	609	12	10	73,080	574			◎	×0.5	287	12	10	34,440
R7.12	609	12	10	73,080	574			◎	×0.5	287	12	10	34,440
R8.1	609	10	10	60,900	574			◎	×0.5	287	10	10	28,700
			合計	1,316,370	※○：2月目まで、◎3月目以降						合計	788,300	528,070

過誤調整（返還額） 528,070円

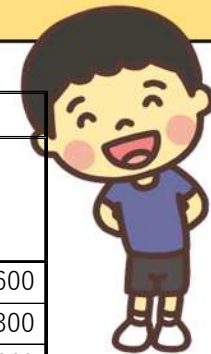
利用児 6 人目 小春さん分



	元々の請求				運営指導後の修正請求									
年月	基本報酬	利用日数	単価	計	基本報酬	モニタリング	文書による	計画なし	適用 減算	減算後 基本報酬	利用日数	単価	計	
						未作成	同意なし							
						個別支援計画未作成減算								
R6.9	609	10	10	60,900	609	○			×0.7	426	10	10	42,600	
R6.10	609	15	10	91,350	574	○	○		×0.7	402	15	10	60,300	
R6.11	609	16	10	97,440	574	◎	○		×0.5	287	16	10	45,920	
R6.12	609	0	10	0	574					574	0	10	0	
R7.1	609	10	10	60,900	574					574	10	10	57,400	
R7.2	609	15	10	91,350	574					574	15	10	86,100	
R7.3	609	16	10	97,440	574					574	16	10	91,840	
R7.4	609	0	10	0	574			○	×0.7	402	0	10	0	
R7.5	609	0	10	0	574			○	×0.7	402	0	10	0	
R7.6	609	15	10	91,350	574			◎	×0.5	287	15	10	43,050	
R7.7	609	13	10	79,170	574			◎	×0.5	287	13	10	37,310	
R7.8	666	23	10	153,180	574			◎	×0.5	287	23	10	66,010	
R7.9	609	10	10	60,900	574			◎	×0.5	287	10	10	28,700	
R7.10	609	15	10	91,350	574			◎	×0.5	287	15	10	43,050	
R7.11	609	12	10	73,080	574			◎	×0.5	287	12	10	34,440	
R7.12	609	15	10	91,350	574			◎	×0.5	287	15	10	43,050	
R8.1	609	13	10	79,170	574			◎	×0.5	287	13	10	37,310	
			合計	1,218,930	※○：2月目まで、◎3月目以降							合計	717,080	501,850

過誤調整（返還額） 501,850円

利用児7人目 湊くん分



	元々の請求				運営指導後の修正請求										
年月	基本報酬	利用日数	単価	計	基本報酬	モニタリング	文書による	計画なし	適用	減算後	利用日数	単価	計		
						未作成	同意なし			基本報酬					
						個別支援計画未作成減算									
R6.9	609	10	10	60,900	609	○			×	0.7	426	10	10	42,600	
R6.10	609	15	10	91,350	574	○	○		×	0.7	402	15	10	60,300	
R6.11	609	12	10	73,080	574	◎	○		×	0.5	287	12	10	34,440	
R6.12	609	13	10	79,170	574						574	13	10	74,620	
R7.1	609	14	10	85,260	574						574	14	10	80,360	
R7.2	609	10	10	60,900	574						574	10	10	57,400	
R7.3	609	16	10	97,440	574						574	16	10	91,840	
R7.4	609	12	10	73,080	574			○	×	0.7	402	12	10	48,240	
R7.5	609	14	10	85,260	574			○	×	0.7	402	14	10	56,280	
R7.6	609	15	10	91,350	574			◎	×	0.5	287	15	10	43,050	
R7.7	609	13	10	79,170	574			◎	×	0.5	287	13	10	37,310	
R7.8	666	23	10	153,180	574			◎	×	0.5	287	23	10	66,010	
R7.9	609	10	10	60,900	574			◎	×	0.5	287	10	10	28,700	
R7.10	609	15	10	91,350	574			◎	×	0.5	287	15	10	43,050	
R7.11	609	12	10	73,080	574			◎	×	0.5	287	12	10	34,440	
R7.12	609	10	10	60,900	574			◎	×	0.5	287	10	10	28,700	
R8.1	609	15	10	91,350	574			◎	×	0.5	287	15	10	43,050	返還額
			合計	1,407,720	※○：2月目まで、◎3月目以降							合計	870,390	537,330	

過誤調整（返還額） 537,330円

利用児8人目 つむぎちゃん分



	元々の請求				運営指導後の修正請求									
年月	基本報酬	利用日数	単価	計	基本報酬	モニタリング	文書による	計画なし	適用	減算後	利用日数	単価	計	
						未作成	同意なし			減算				基本報酬
						個別支援計画未作成減算								
R6.9	609	10	10	60,900	609	○			×0.7	426	10	10	42,600	
R6.10	609	15	10	91,350	574	○	○		×0.7	402	15	10	60,300	
R6.11	609	16	10	97,440	574	◎	○		×0.5	287	16	10	45,920	
R6.12	609	11	10	66,990	574					574	11	10	63,140	
R7.1	609	10	10	60,900	574					574	10	10	57,400	
R7.2	609	15	10	91,350	574					574	15	10	86,100	
R7.3	609	16	10	97,440	574					574	16	10	91,840	
R7.4	609	12	10	73,080	574			○	×0.7	402	12	10	48,240	
R7.5	609	14	10	85,260	574			○	×0.7	402	14	10	56,280	
R7.6	609	15	10	91,350	574			◎	×0.5	287	15	10	43,050	
R7.7	609	13	10	79,170	574			◎	×0.5	287	13	10	37,310	
R7.8	666	23	10	153,180	574			◎	×0.5	287	23	10	66,010	
R7.9	609	10	10	60,900	574			◎	×0.5	287	10	10	28,700	
R7.10	609	15	10	91,350	574			◎	×0.5	287	15	10	43,050	
R7.11	609	12	10	73,080	574			◎	×0.5	287	12	10	34,440	
R7.12	609	10	10	60,900	574			◎	×0.5	287	10	10	28,700	
R8.1	609	12	10	73,080	574			◎	×0.5	287	12	10	34,440	
			合計	1,407,720	※○：2月目まで、◎3月目以降							合計	867,520	540,200

過誤調整（返還額） 540,200円

利用児9人目 ピヨノスケ分



	元々の請求				運営指導後の修正請求									
年月	基本報酬	利用日数	単価	計	基本報酬	モニタリング	文書による	計画なし	適用 減算	減算後	利用日数	単価	計	
						未作成	同意なし			基本報酬				
						個別支援計画未作成減算								
R6.9	609	15	10	91,350	609	○			×0.7	426	15	10	63,900	
R6.10	609	15	10	91,350	574	○	○		×0.7	402	15	10	60,300	
R6.11	609	16	10	97,440	574	◎	○		×0.5	287	16	10	45,920	
R6.12	609	15	10	91,350	574					574	15	10	86,100	
R7.1	609	15	10	91,350	574					574	15	10	86,100	
R7.2	609	14	10	85,260	574					574	14	10	80,360	
R7.3	609	15	10	91,350	574					574	15	10	86,100	
R7.4	609	12	10	73,080	574			○	×0.7	402	12	10	48,240	
R7.5	609	14	10	85,260	574			○	×0.7	402	14	10	56,280	
R7.6	609	15	10	91,350	574			◎	×0.5	287	15	10	43,050	
R7.7	609	13	10	79,170	574			◎	×0.5	287	13	10	37,310	
R7.8	666	23	10	153,180	574			◎	×0.5	287	23	10	66,010	
R7.9	609	10	10	60,900	574			◎	×0.5	287	10	10	28,700	
R7.10	609	15	10	91,350	574			◎	×0.5	287	15	10	43,050	
R7.11	609	12	10	73,080	574			◎	×0.5	287	12	10	34,440	
R7.12	609	13	10	79,170	574			◎	×0.5	287	13	10	37,310	
R8.1	609	14	10	85,260	574			◎	×0.5	287	14	10	40,180	
			合計	1,511,250	※○：2月目まで、◎3月目以降							合計	943,350	567,900

過誤調整（返還額） 567,900円

9 人分あわせると4,826,310円になった。

4,826,310円を一度に払いきるのは無理だった。

管理者マルニョンは障害福祉課に行き、

職員杉之原さんと話しをして
20カ月の分割で、
過誤調整をすることになった。



障害福祉課
職員 杉之原さん

過誤調整予定表

R8.4	R9.2
R8.5	R9.3
R8.6	R9.4
R8.7	R8.5
R8.8	R9.4
R8.9	R9.5
R8.10	R9.6
R8.11	R9.7
R8.12	R9.8
R9.1	R9.9

責任を感じる児発管メガニョンに、
管理者マルニョンは言った。
「いいんだよ、社長のおれが悪かった」



そして、くまができた顔でにっこりと笑う。
「おれにとって児発管メガニョンは
どんなときでも世界一だ」

管理者マルニョンは、マグチャイルドに
いないことが多くなった。



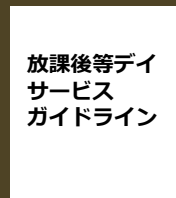
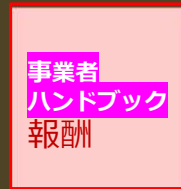
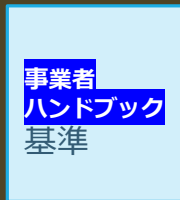
児発管メガニョンは、
マグチャイルドの立て直しのために
管理者マルニョンが出かけていることに
気付いていた。

管理者マルニョンが児発管メガニョンには
言いたくないのを察していたので、

児発管メガニョンは、
そのことについて何も言わなかった。



②



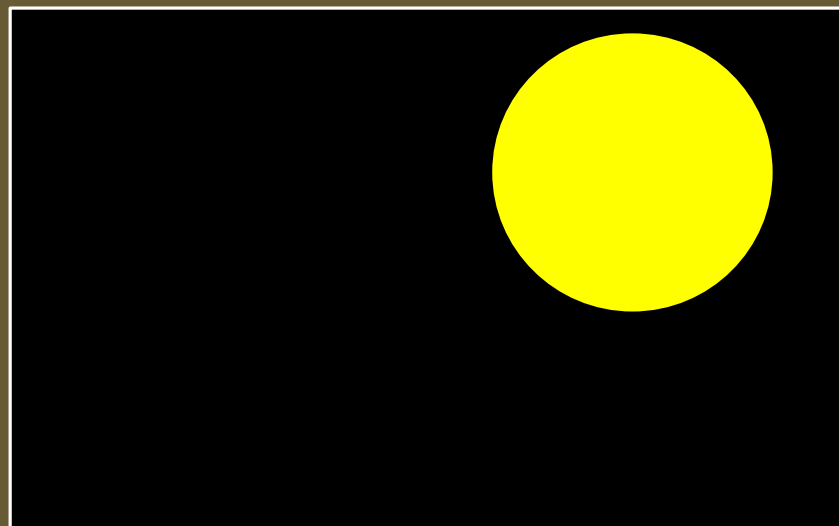
児発管メガニヨン、計画を学ぶ



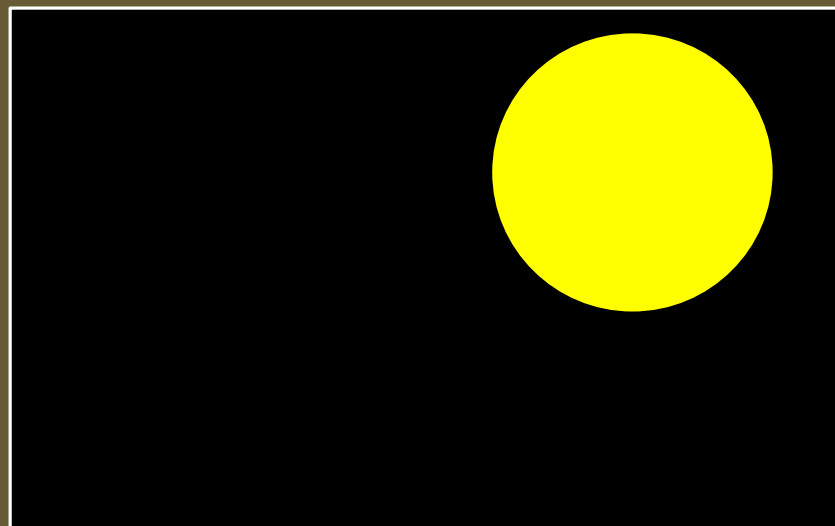
～令和8年度 春～



個別支援計画の内容・作成の注意点

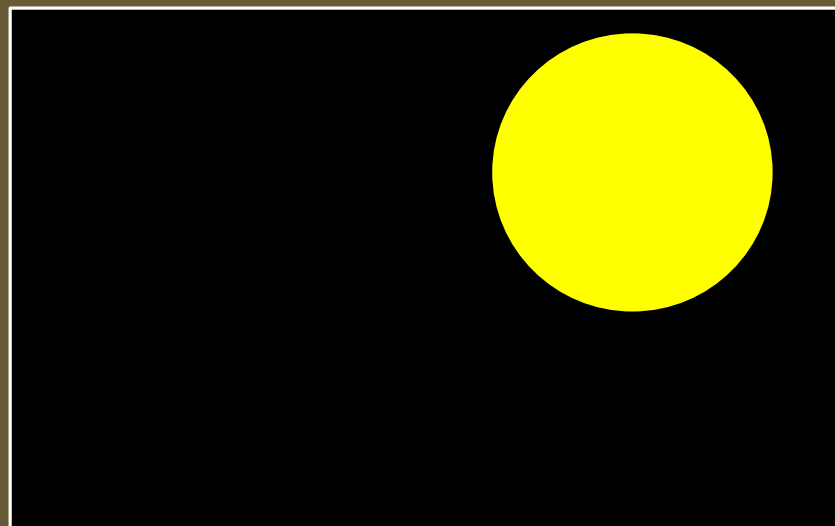


メガニオンは
マグチャイルドの事務室にいた。

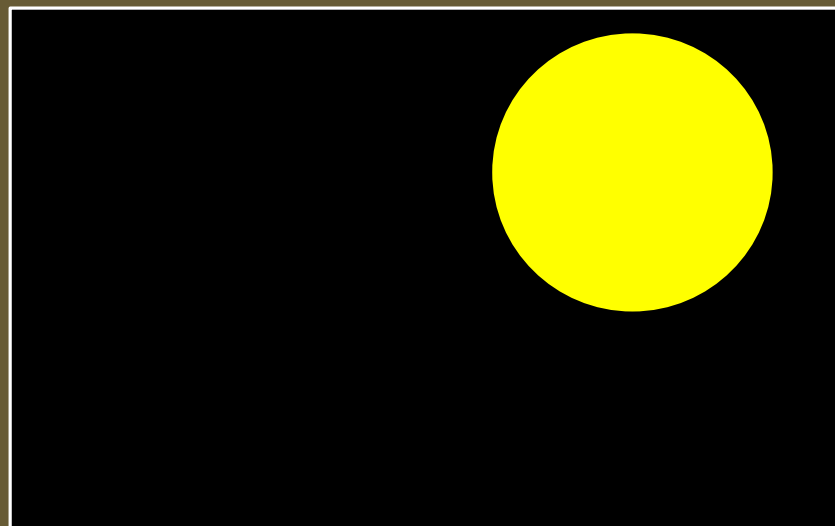


明日までに5月分の報酬請求を
しなければならなかった。

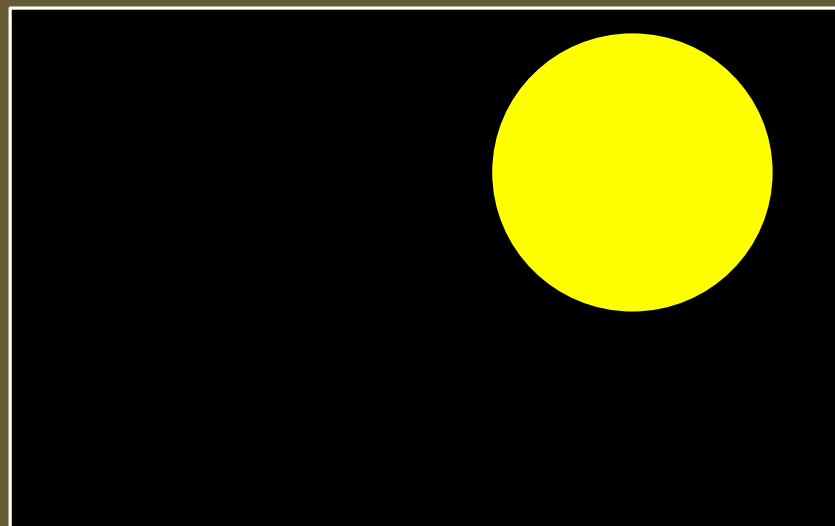
計画ができていないので、2月以降も
未作成減算を算定しなくてはならない。



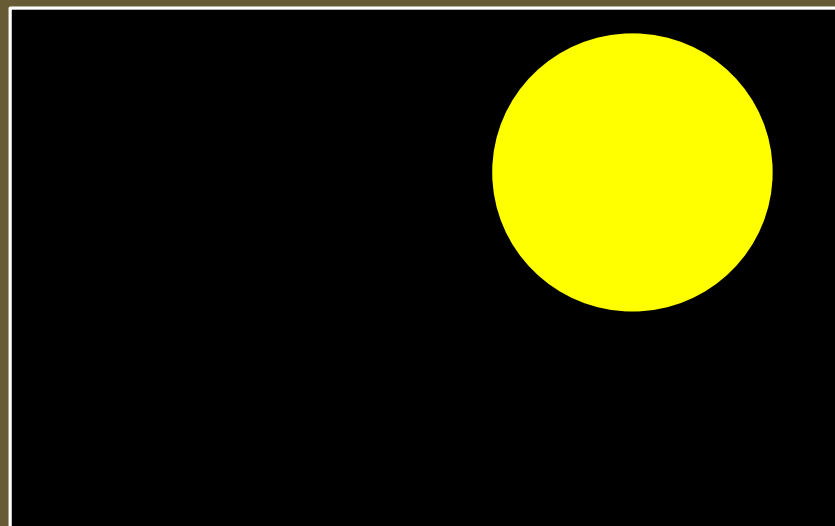
リキニョンさんの病状がよくない
という知らせは、
夕方、マルニョンからラインで来た。



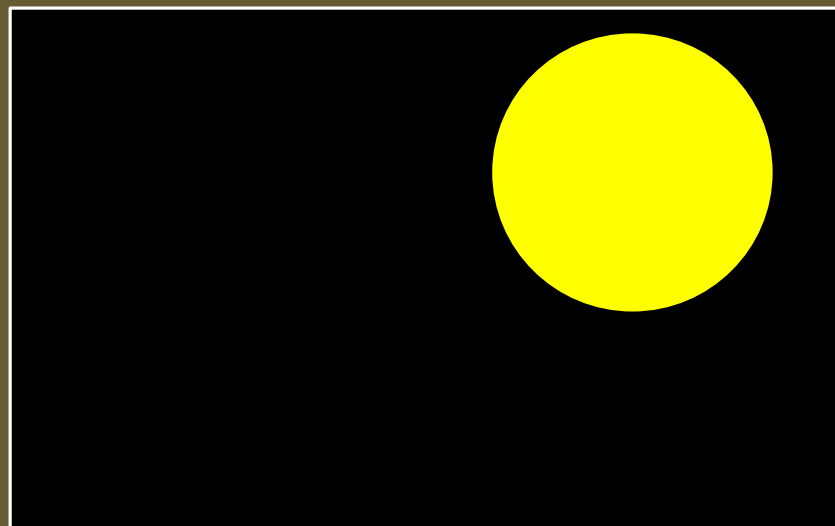
マルニヨンから頼まれて
延長支援加算の算定をはじめる準備も
しなくてはならなかった。



昼間、
いつでも機嫌のいいベビニョンが
今日は泣き止まなかった。

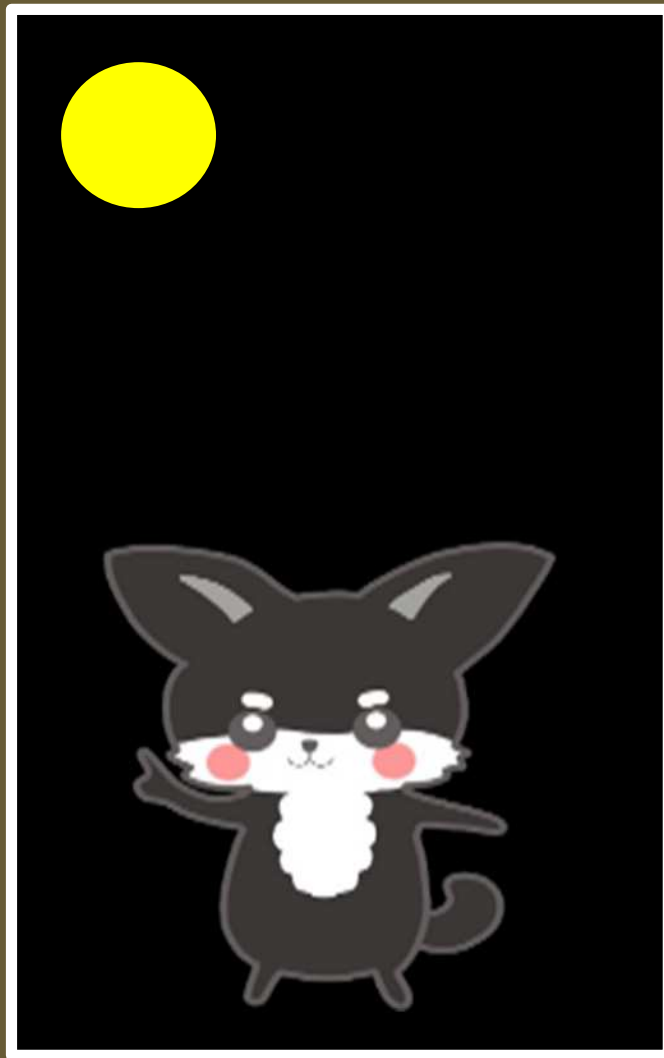


文字と数字はゆがんで見えた。



計画も、延長支援加算も、
何度読んでも理解できなかった。

玄関のドアが
激しく
開けられた。



ドアの
向こうに



泥だらけの
黒チワワ係長がいた。

次代の社会を担うすべての子供が、
生涯にわたる人格形成の基礎を築き、
自立した個人としてその権利の養護が図られ、



将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を
わたくしたちは目指しています。





障害児の支援に関わる
すべての事業所は、
身体的・精神的・社会的に
幸せな状態にあることを指す
ウェルビーイングを目指して、

権利行使の主体であるこども自身が、
特別な支援や配慮を要するこどもであるか否かに
かかわらず、ウェルビーイングをみずから主体的
に実現していくという視点を持って、



日常の支援あるいは計画作成、プロセスにおいて、
こどもとその家族に関わらなくてはなりません。



何を言おうとしているのかと
いいますと・・・

黒チワワは、
とても鼻が利くということなのです。

メガニョンの涙のにおいを
嗅ぎつけたということなのです。





児発管メガニヨン、
個別支援計画には入れなくてはならない
項目があります。



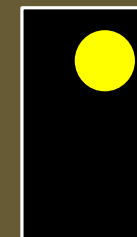
利用児氏名：ベビニョン（平成28年12月25日生：9歳6か月）

作成年月日：令和8年6月9日

利用児及び家族の生活に対する意向	どんぶり山を探検したい。みっちゃんの弟を連れて帰りたい。（本人） やりたいと思うままに、周りを振り回してときには迷惑をかける行動をとってしまう。だめなことを理解できるようになってほしい。（保護者）	
総合的な支援の方針	ベビニョンは、状況の理解やものごとに対する判断力よりも好奇心や他者に対する愛情のほうが発達していると見立てています。また、抽象的な事柄や文章などの場合は、ベビニョンの中で意味をなさない雑音のようなものとして処理されてしまい、伝わりづらいと考えています。このため、ベビニョンがしたいと思った行動について、相手の子供やアマンさんが困ったり悲しんだりすることを、言葉に加えて表情や絵で、混乱しないように1つずつ教えていき、自分とは違う考え方や感じ方をする他者がいることの理解を促していきます。こうした取組を通して、ベビニョンに、世界の広がっていく感覚について実感してもらえるよう支援していきます。	
長期目標 （内容・期間等）	思いついたことを実際に行動に移す前に、周りの大人や相手の子供に、してもいいことを聞くことができる。	支援の標準的な提供時間等 （曜日・頻度・時間）
短期目標 （内容・期間等）	相手の言い分を聞くことができる。	※別表に記載

○支援目標及び具体的な支援内容等

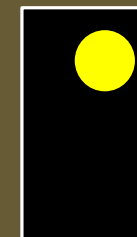
	支援目標 （具体的な到達目標）	支援内容 （内容・支援の提供のポイント・5領域との関連性等）		達成 時期	担当者 提供機関	留意事項	優先 順位
本人 支援							
本人 支援							
本人 支援							

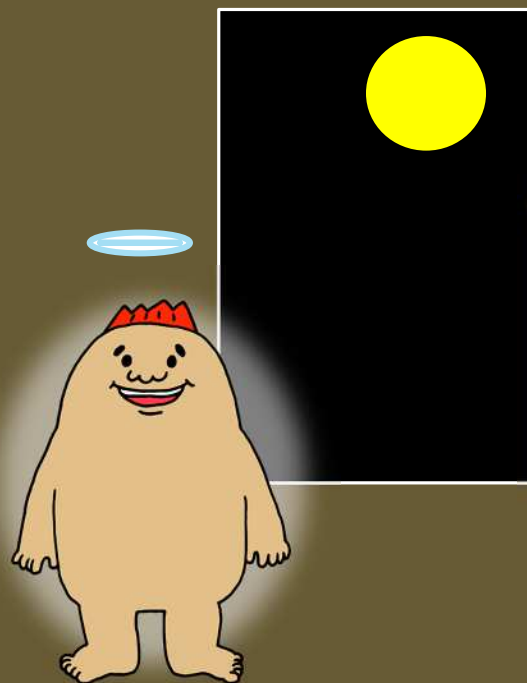


本人 支援							
家族 支援							
移行 支援							
地域 支援 ・ 地域 連携							

提供する支援内容について、本計画書に基づき説明しました。
 児童発達支援管理責任者氏名：

本計画書に基づき支援の説明を受け、内容に同意しました。
 年 月 日 (保護者署名)





それぞれの
記載項目については、

子供と家族の意向と
アセスメントを踏まえて、

つながりを持って作成していく必要があります。



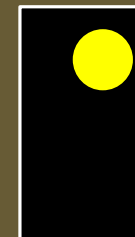
利用児及び家族の
生活に対する意向

どんぶり山を探検したい。みっちゃんの弟を連れて帰りたい。（本人）
やりたいと思うままに、周りを振り回してときには迷惑をかける行動を
とってしまう。だめなことを理解できるようになってほしい。（保護者）



総合的な支援の方針

ベビニョンは、状況の理解やものごとに対する判断力よりも好奇心や他者に対する愛情のほうが発達しているから見立てています。また、抽象的な事柄や文章などの場合は、ベビニョンの中で意味をなさない雑音のようなものとして処理されてしまい、伝わりづらいと考えています。このため、ベビニョンがしたいと思った行動について、相手の子供やアマンさんが困ったり悲しんだりすることを、言葉に加えて表情や絵で、混乱しないように1つずつ教えていき、自分とは違う考え方や感じ方をする他者がいることの理解を促していきます。こうした取組を通して、ベビニョンに、世界の広がっていく感覚について実感してもらえるよう支援していきます。



総合的な支援の方針

ベビニョンは、状況の理解やものごとに対する判断力よりも好奇心や他者に対する愛情のほうが発達しているの見立てています。また、抽象的な事柄や文章などの場合は、ベビニョンの中で意味をなさない雑音のようなものとして処理されてしまい、伝わりづらいと考えています。このため、ベビニョンがしたいと思った行動について、相手の子供やアマンさんが困ったり悲しんだりすることを、言葉に加えて表情や絵で、混乱しないように1つずつ教えていき、自分とは違う考え方や感じ方をする他者がいることの理解を促していきます。こうした取組を通して、ベビニョンに、世界の広がっていく感覚について実感してもらえるよう支援していきます。

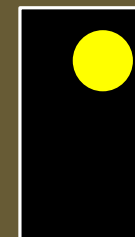


長期目標 (内容・期間等)

思いついたことを実際に行動に移す前に、周りの大人や相手の子供に、してもいいことかを聞くことができる。

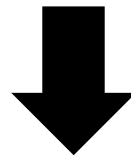
短期目標 (内容・期間等)

相手の言い分を聞くことができる。

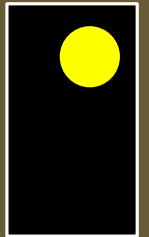
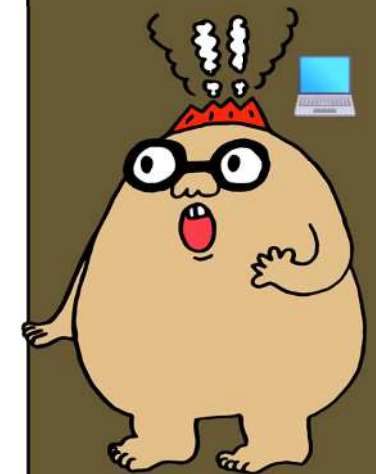


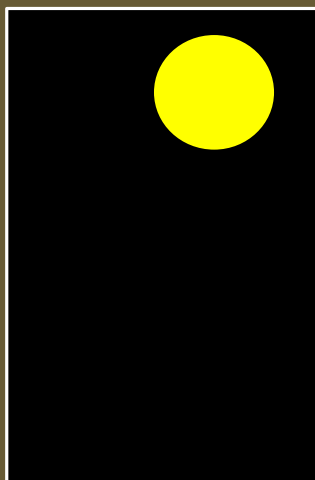
長期目標 (内容・期間等)	思いついたことを実際に行動に移す前に、周りの大人や相手の子供に、 してもいいことかを聞くことができる。
短期目標 (内容・期間等)	相手の言い分を聞くことができる。

それを実現するための



○支援目標及び具体的な支援内容等



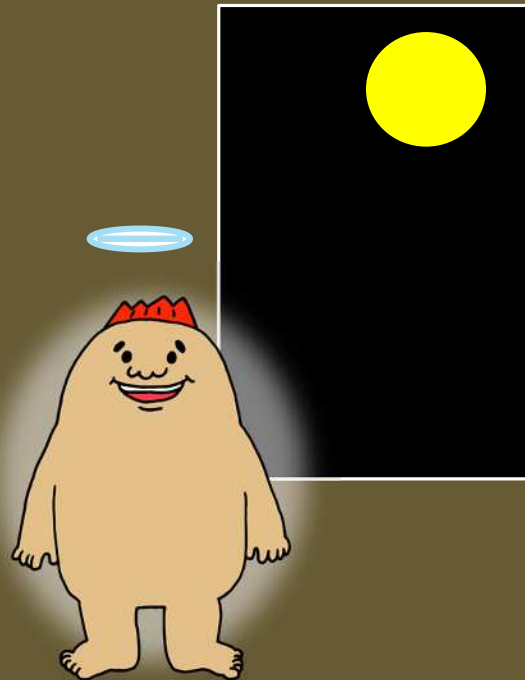


本人支援は、5領域の視点、
すなわち、

健康・生活、運動・感覚、認知・行動、
言語・コミュニケーション及び人間関係・社会性



についての視点を網羅した
総合的な支援を行うことが必要です。

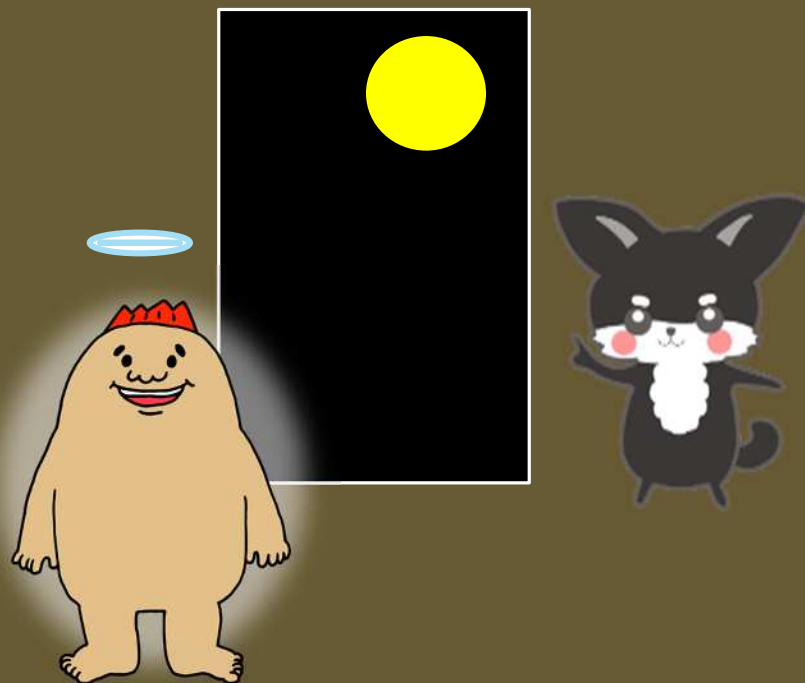


支援を組み立てていくに当たっては、
単に5領域に対応する支援への
当てはめを行うだけの
個別支援計画の作成にならない
よう、

初回、あるいは継続的な
アセスメントにおいて、

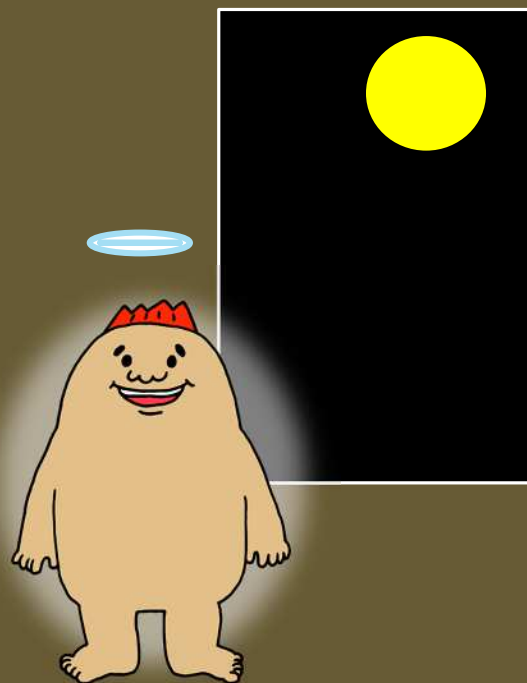


5領域の視点を持ちながら多様な観点・情報をもって
総合的・包括的に子供と家族の状況を確認・分析し、
そのニーズを捉え、そこから、子供にとって必要な支援を
組み立てていく、ということが重要です。



突然あらわれたリキニョンさんを
メガニョンは驚いて見つめた。





月がきれいで
丸くて大きくて

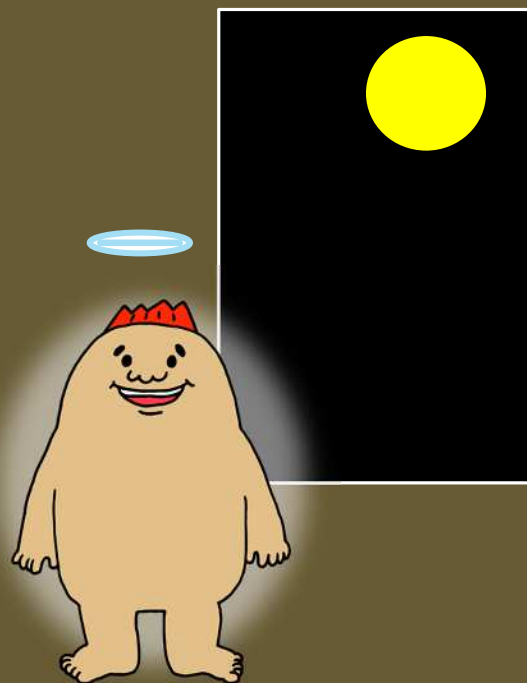


こんな夜は、

マグチャイルドにいたいと
思ったからなの。



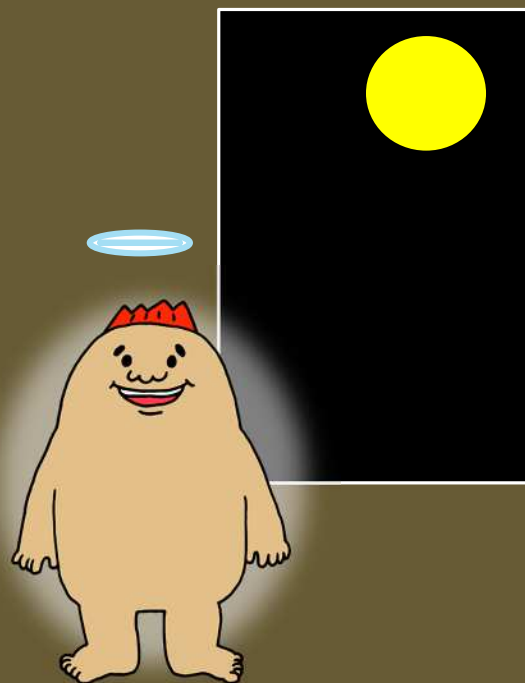
訓練室か事務室の窓から月を見ていたいと
思ったの。



本人支援、家族支援、
及び移行支援については、

放課後等デイサービスの基本となりますので、
必ず記載します。





移行支援は、
インクルージョン
（地域社会への参加・包摂）を
推進する観点から、
支援の中に移行という観点を
取り入れるものです。

放課後児童クラブ等の
他の子供施策との併行利用や移行に向けた支援、
同年代の子供との仲間づくり等の取り組みを記載します。





成人の事業も含む
他の事業においても同様ですが、

支援内容については、

いつ、どこで、誰が、どのように、
どのくらい支援するかということが、



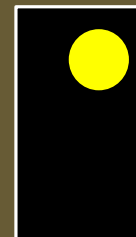
個別支援計画において
常に明確になっている必要があります。

担当する従業員の氏名	田中、高橋（み）、 桜野、佐伯、高橋（登）
------------	--------------------------

※サービス提供を行う可能性のある
従業員を全員記載する。

訪問系

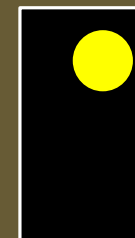
担当する従業員の氏名	黒チワワ
------------	------



従業者が提供するサービスの
具体的内容

掃除、お風呂、食事介助

訪問系



従業者が提供するサービスの
具体的内容

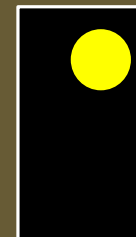
吸引、清拭、排泄介助



所要時間、日程等

月水金13:00~14:00

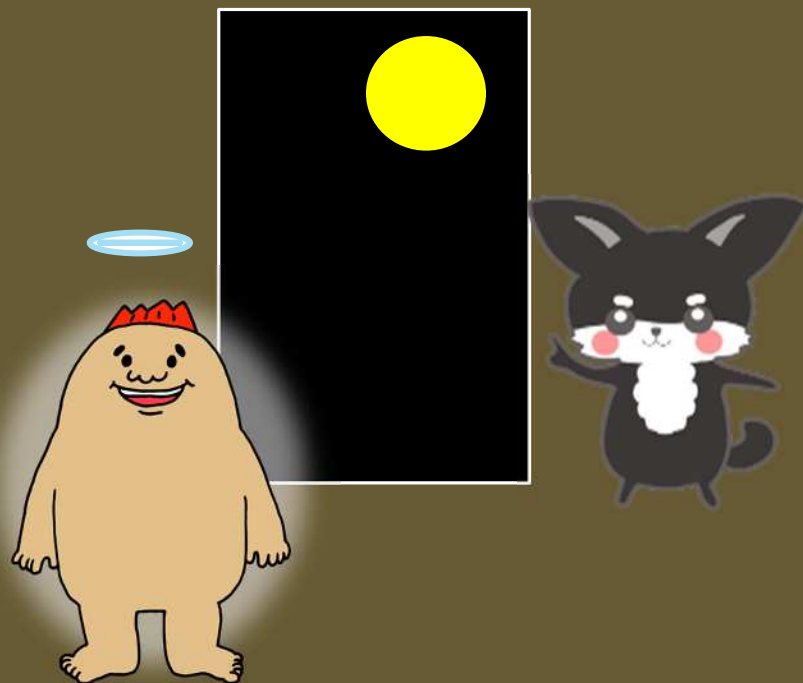
訪問系



所要時間、日程等

隔週土曜8:00~11:30





支援の標準的な提供時間等は、報酬と関係の深い項目です。

ここに記載する計画時間は、基本報酬の区分や延長支援加算の算定に係わってきます。





支援の標準的な提供時間等に
書ききれないときは、
別表を使います。



基本報酬 令和6年度報酬改定

障害児通所支援

サービス提供時間は原則として30分以上です

障害児通所支援については、個々の障害児に対するサービス提供時間（送迎に係る時間は除くものとする。）は30分以上である必要がある点に留意すること。

なお、サービス提供時間が30分未満のものについては、個別支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために（指定居宅訪問型児童発達支援にあっては支援に慣れるために）サービス提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満のサービス提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、所定単位数を算定する。

基本報酬 令和6年度報酬改定

児童発達支援
放課後等デイサービス

計画時間により報酬算定をおこないます

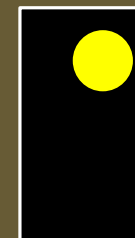
児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、サービス提供時間に応じた報酬を算定する。ここでいう「サービス提供時間」とは、現にサービスの提供に要した時間ではなく、通所支援計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間として、あらかじめ通所支援計画において定めたものとする。

ただし、現にサービスの提供に要した時間が通所支援計画において定めた時間より短い場合は、
（一）事業所の都合により支援が短縮されたときは、現にサービスの提供に要した時間
（二）障害児やその保護者の都合により支援が短縮されたときは、あらかじめ通所支援計画において定めた時間
により算定するものとする。

	月
提供時間	利用開始・終了時間 10時00分～15時00分
	5時00分

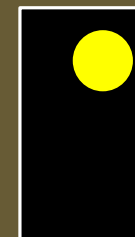
計画に定める支援時間を記入
(利用時間と終了時間も記入)

曜日ごとに提供時間が異なると考えられるため、
曜日ごとに時間を定める



特記事項

- ・利用が確定している曜日以外に、事業所の空き状況等により利用が想定される場合には、その場合に想定される提供時間を記入
- ・市町村が認めるものとして、30分未満の提供時間となる場合には、具体的理由を記入
- ・利用者や保育所、学校等の都合により、通常の計画時間とは異なる時間区分で算定するような状況が想定される場合（例えば、通常は1時間だが、学校の短縮授業等により3時間になる日が想定される場合等）には、想定される具体的な内容を記入
- ・その他特記事項がある場合には、その具体的な内容を記入



延長支援加算

令和6年度報酬改定

児童発達支援
放課後等デイサービス

●延長支援加算の取扱い

- ア 障害児ごとの通所支援計画に定める標準的なサービス利用時間が、3時間（授業の終了後に放課後等デイサービスを行う場合）もしくは5時間（児童発達支援、及び休業日に放課後等デイサービスを行う場合）としており、かつ、その発達支援時間に加えて別途延長支援時間を通所支援計画にあらかじめ位置づけている障害児について、サービスを行う前後の時間帯において、延長支援を行った場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間に応じ、所定単位数を算定する。
- イ 延長支援加算の算定に当たっては、障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由があり、あらかじめ保護者の同意を得た上で、延長支援を必要とする理由及び延長支援時間を通所支援計画に位置づけて行うものであること。

なお、通所支援計画に基づき延長支援を障害児に行う中で、延長支援時間の設定のない日に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合にあっては、本加算の算定を可能とする。この場合には、急な延長支援を必要とした理由及び延長支援時間について記録を行うこと。また、急な延長支援を行う状況が継続する場合にあっては、速やかに通所支援計画の見直しを求めるものとする。

延長支援加算

令和6年度報酬改定

児童発達支援
放課後等デイサービス

●延長支援加算の取扱い

- ウ 延長支援時間は、1時間以上で設定すること。サービスの利用時間の前後ともに延長支援を実施する場合には、前後いずれも1時間以上の延長支援時間を設定すること。なお、延長支援時間には、送迎時間は含まれないものであること。
- エ 加算する単位数の区分の判定に当たっては、実際に要した延長支援時間によることを基本とする。ただし、実際の延長支援時間が通所支援計画に定めた延長支援時間を超える場合にあっては、通所支援計画に定めた延長支援時間によることとする。また、障害児又は保護者の都合により実際の延長支援時間が1時間未満となった場合には、30分以上1時間未満の単位数を算定することができる。この場合にあっては、30分以上の延長支援が必要であることに留意すること。

延長支援加算

令和6年度報酬改定

児童発達支援
放課後等デイサービス

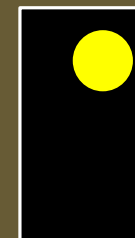
●延長支援加算の取扱い

- オ 延長支援時間における障害児の数が10人以下の場合は、2人以上の従業者を配置すること。障害児の数が10人を超える場合の職員の数については、2人に、障害児の数が10人を超えて10人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上の従業者を配置すること。このうち、1人以上は、指定通所支援基準の規定により配置することとされている従業者（児童発達管理責任者を含む。）を配置すること。
- カ 医療的ケアを要する障害児に延長支援を行う場合には、オの従業者のうち、看護職員（医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児のおみの延長支援にあつては、認定特定行為業務従事者を含む。）を1名以上配置すること。
- キ 運営規程に定める営業時間が6時間以上であること。
- ク 従業者は障害児に提供した延長支援時間を記録すること。

	月
延長支援時間 <u>※延長支援時間は、 支援前・支援後それ ぞれ1時間以上から</u>	【支援前】 延長支援時間 9時00分～10時00分
	【支援後】 延長支援時間 15時00分～16時00分
	2時00分



延長支援となる時間を記入
 ※支援前、支援後それぞれ1時間以上記載すること。合算での1時間は不可



延長を必要とする理由及び時間

例①

月・水・金については、保護者の就労を理由に支援前・支援後それぞれ1時間ずつの延長支援を行う。

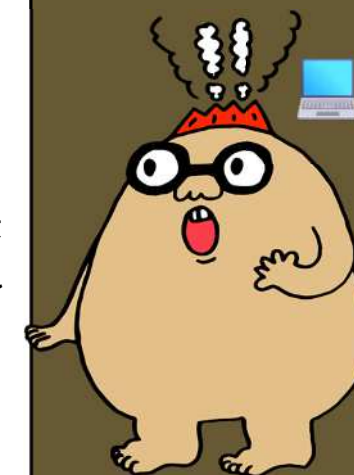
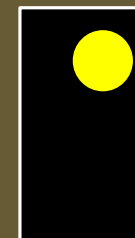
例②

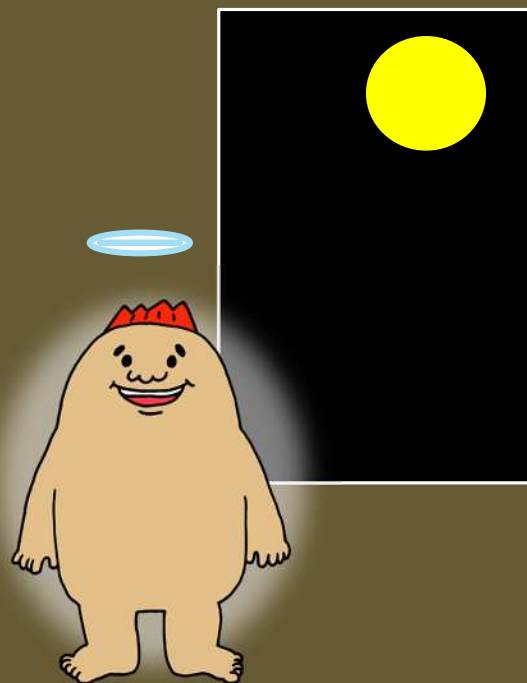
保護者の職場の繁忙期（3月）については、月・水・金の支援後の延長支援時間が2時間になる日も生じることが想定されるため、保護者と連携を図りながら必要に応じて延長支援を行う。

例① 保護者の就労、妊娠・出産、病気・負傷、介護・看護、レスパイト等、延長支援を必要とする理由と時間を記入。

例② 常時延長支援を必要としないが、個別の事情（※）で延長支援の必要が生じることが想定される場合には、想定される具体的な理由と必要となる時間を記入。

※例えば、保育所や学校の都合（短縮授業等）で支援の提供時間の変更が必要となり、延長支援が必要となる場合を想定。

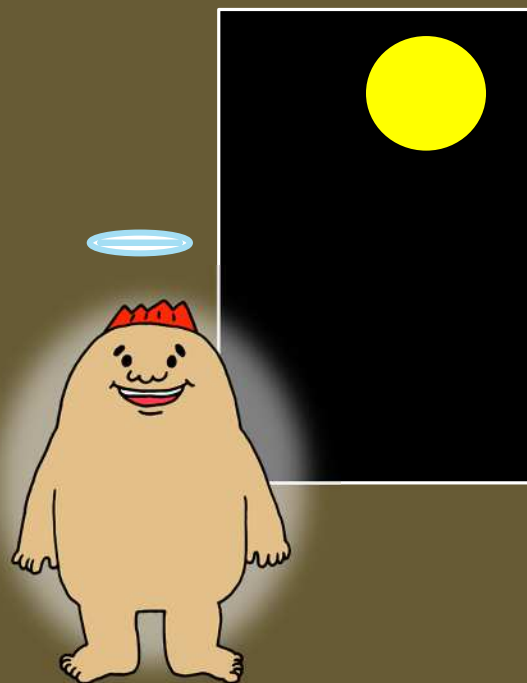




支援の標準的な提供時間等や
別表には、

時間を通した
その子の人生が描かれているの。





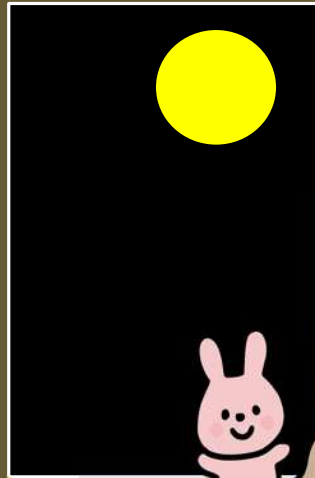
アセスメントで利用児の
生活状況を把握するの。

学校のこと、
家庭のこと、
本人のこと、

そうやって把握した生活状況から想定できる
突発的な事情による延長の必要性も含めて、
すべてを、提供時間や特記事項に書いていくということ
なの。



あれー、
リキニョンさんの匂いがする。
キンモクセイの花の・・・



マルニョンからのラインを見て、
今夜はメガニョンを
一人にしておけないと思ったの。

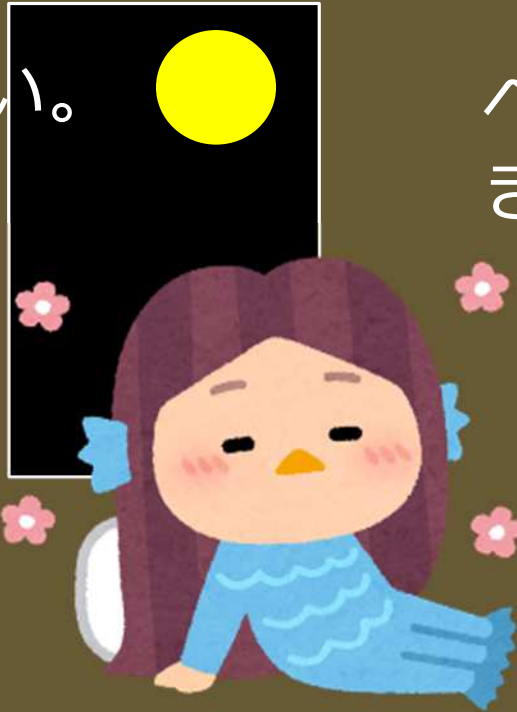
大事なことを最近言ってなかったことに気づいた。



昼間でも夜中でも、
メガニョンは、世界一の児発管だ。

ごめんなさい。

ベビニョンがどうしても行ってく
きかなくて・・・



マグチャイルドは、

学校が早く
終わったら



2時に来てもいいんだよ。



急に
おにぎりが食べたくなってるのう・・・







FIN

ご清聴ありがとうございました

確認票の送信をお願いいたします



1 事業所（事業所番号）ごとに
どなたかお一人が送信してください

ひきつづき、障害福祉課をはじめとする共通資料や
該当の個別資料をご覧ください



SPECIAL THANKS



illstAC maaam

ノスタルジア
(甘茶の音楽工房別館)

ピクニック

おそうじ日和 (ノスタルジアver.)

月の都 (ノスタルジアver.)



ガーリー素材

いらすとや



SPECIAL THANKS



HoiQuick



イラストバンク
<https://45jp.net/>



ぴくらく
<https://piclike.net/>

SPECIAL THANKS



Frame illust
<https://frame-illust.com>

鹿児島市
「あなたとわくわく マグマシティ」PRキャラクター
火山の妖精 マグニヨン

